Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2026-11-09

皇位継承問題の脱ー構築 ： ジェンダー論からの考察

菊池, 妃呂子

(Citation)
海港都市研究,2:181-195

(Issue Date)
2007-03

(Resource Type)
departmental bulletin paper

(Version)
Version of Record

(JaLCDOI)
https://doi.org/10.24546/80030028

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/80030028

皇位継承問題の脱－構築

―ジェンダー論からの考察―

菊池　妃呂子
(KIKUCHI Hiroko)

Ⅰ　問題設定 ―皇位継承制度をめぐる状況とフェミニストの布置？―

2006 年 9 月 6 日、日本では、新しい男子皇族が誕生した。皇室に男子が生まれたのは、現天皇の第二子出生以来、40 年と 6 ヶ月ぶりのことである。これが直接的に現実に対してもたらした影響は、急がれていた皇位継承制度改定の実質的な停止であった[1]。現行の皇室典範（1947 年 / 昭和 22 年 1 月制定）における皇位継承資格は、男系 (父親が皇統に属する) の嫡出男子に限定される【資料①（第一章第一条)】ものとなっているが、出生した男子は、継承資格をもつ 30 歳未満の男子としては唯一の存在となったのである【資料②】。制度の改定は見送られたものの、継承者の絶対的不足という事態が改善したというわけでもなく、また状況が以前より複雑になったこともあって、この問題はかえってセンセーショナルなかたちで取り上げられるようになった。

こうして一般メディアにおいては、皇位継承制度を巡るさまざまな分野の著名な識者たちの知見が見聞できるようになったわけだが、それらパブリックな言説状況に見られる特徴として際立っているのは、皇室の存廃自体を議論の俎板に乗せる議論が皆無に等しいということである[2]。たとえば、雑誌などでこの問題についての特集が組まれる際には、制度存続自体は不問に付され、「21 世紀の皇室像を求めて」、「平成皇室の危機は去ったのか」[3]

1　2005 年 1 月に立ち上げられた首相の私的諮問機関「皇室典範に関する有識者会議」は、同年 11 月に、皇室制度存続のためには、女系子孫にも継承権を認め、男女を問わずに天皇直系の「第一子優先」が妥当と結論づける報告書を提出していた。これを受けて、翌年 3 月には、国会に典範改定の審議案が提出される見通しとなっていた。

2　この要因の一つには、日本のメディアには根強い「皇室タブー」が存在しており、「自主規制」が働くという事情もある。『Newsweek（ニューズウィーク日本版)』(2005 年 12 月 7 日付) で、「皇室は本当に必要か」というタイトルの記事が掲載されたことがあったが、かりにこれが国内の出版局であったなら、なんなく自社検閲を通れたものとは考えにくい。

3　前者は『諸君』[2006 年 10 月]，後者は『文藝春秋』[2006.10] 。ただし、この二誌は出版界においてはいずれも右派よりの保守系と位置付けられており、こうした特集が組まれる際に起用される論陣もまた、その傾向に連なる者が多い。

などのタイトルが組まれるのだが、そのなかに並べられる諸議論は、継承資格者の条件拡大を性差という位相に焦点を合わせ、継承制度改定の可否を論ずる形をとるものが大半であり、またこの傾向は、世論を計るアンケートの設問にも反映されている。このようなフレームで論じられているために、皇位継承に関する議論は世間一般的には、「女性天皇」の容認を巡るものとして認知されるものとなっている。そして、そうした議論の場に登場してくる女性たちのなかには、〈女帝〉待望論を述べる「有名人フェミニスト」[4]も少なからず存在する。このことを受けて、女系継承の実現を「フェミニストのクーデター」[5]とし、フェミニストはすべて一枚岩的に〈女帝〉容認派に含まれるものと捉える者もいる。しかし、必ずしもそうとは言えないことは、女性天皇に反対こそしないものの「男子が生まれている場合は男子に継がせたほうがよい」[6]とするフェミニストの言説や、明確な〈女帝〉反対の立場をとるフェミニストの言説[7]を見れば、明らかであろう。

本稿では以上のような現状を踏まえ、「女性天皇」に対して是か非かいずれのポジションをとるべきかという問題ではなく、むしろ、「女性天皇の是非」というフレームで論じられることの問題を考察するものとする。これは、そのようなフレームで論じられる皇位継承問題において、ジェンダーによる批判分析がどこまで有効な視座を持ちうるのかという問いでもある。考察の手順としては、はじめに「女性天皇の是非」というフレームにおける〈女帝〉容認派の根拠を確認し、次に、家父長制としての天皇制におけるジェンダーの問題を把握する。さらに、容認派が掲げる命題の整合性を検証し、最後に、日本におけるフェミニズムの展開過程において取りこぼされてきた問題を確認したい。それらの考察を手掛かりとして、天皇制に内在する問題を可視化するための装置としてのジェンダー論の射程を展望するものとする。

4 「個人の名前でジャーナリズム等において社会評論等の活動を行うフェミニスト」（運動者とも研究者とも区別される）[江原 1990:12]。

5 林 道義「『皇室典範有識者会議』とフェミニズムの共振波動が日本を揺るがす ―改正報告書に仕組まれた罠とは何か―」『正論』406 号, 産経新聞社 ,2006 年 2 月, 120-129. 氏は「有識者会議」の委員のなかにフェミニスト研究家がいることを理由に挙げて、制度改定は「女性支配の完全な正当性の獲得であり、まさしくフェミニズムにとって錦の御旗の奪取なのである」（124 頁）とも述べている

6 [山下 2006：83]。なお、氏はこの理由として、女性の「妊娠・出産」また「体力」の問題を挙げており、女性の身体的要件に根拠を求めている。こうした見方は、女性を本質主義的に規定する「母性主義的フェミニズム」（注 18 参照）に特徴的なものである。

7 「…性差別をなくす立場から、『女性天皇』に反対する。『男性天皇』がいいという主張では断じてない。…女だろうが男だろうが、誰がなろうが天皇制という性差別制度、その存続に反対する。」[首藤 2005:4]

なお、「ジェンダー」については、ジョーン・スコットの定義に基づき、「身体的差異に意味を付与する知」([スコット =1992]) とする。この「知」とは事実や真実そのものではなく、それをどのように受け止め、どのような文脈に位置づけるかという見方であり、そのため政治的な利用が可能なものでもある。この点に注意を払いつつ、論を進めていくことにしよう。

II 「皇室における男女平等」：〈女帝〉容認派の根拠

皇位継承問題が「女性天皇の是非」というフレームで論じられる場合、容認派が根拠に挙げる典型的な理由としては、過去の女性天皇の存在という史実と、男女平等という観点からの差別解消の二つがある[8]。自称 / 他称「フェミニスト」の意見では後者がその主要な論拠として置かれることが多く、その場合は憲法に定められる男女平等（24 条）が引かれ、「天皇が等しく国民の象徴であり、日本が真に男女平等の国ならば、女帝の即位も容認されてしかるべき」([小石 2006:48]）と、「女帝」待望論を述べるスタイルがとられることになる[9]。要するに「皇室にも男女平等の実現を」というのがそのスローガンなのだが、実はこれと同様の議論は、旧皇室典範の成立過程でも生じていたことであった。

皇位継承に関する「男系男子」の規定は、旧皇室典範において初めて明確に記載されるようになったものである。しかしその規定は、単に慣例・慣習に基づくものではない。そもそも、旧典範の「国憲第一次草案」（1876 年 / 明治 9 年）においては女系・女性天皇成立が想定されており、また「第三次草案」（1880 年 / 明治 13 年）においても、男系の庶出子に皇位継承権を与えた上で男系の直系、傍系、さらに他皇族にも男系継承者がいない場合には女系も継承者の範囲に入るものとされていたのである（[早川 1998])。それが作成過程において徐々に振るい落とされていき、その結果成立したのが旧典範であった。当時の規定をめぐる論点としては、女系容認派が、伝統論（10 代 8 人の女性天皇の存在）と危機論（制度的不安定性)、男女平等論という三点を挙げ、対する男系維持派は、「万世一系」論（女系は異姓を皇統に持ち込んで「万世一系」という国体を破壊する）を挙げていたという（[小林 2005:142-144])[10]。これらはいずれも、現在のメディアで繰り広げら

8 注 1 で言及した「皇室典範に関する有識者会議」による報告書（参考文献参照）においても、女性天皇容認の理由付けには、この二つの根拠が述べられている。「皇室典範に関する有識者会議報告書」（首相官邸ホームページ).

9 女性の法律学者による同様の議論としては、植野 妙実子「女帝復活の必然性『平等観』書いた皇室典範　民主的継承は時代の要請」『東京新聞』[2001 年 7 月 2 日付] がある。

10 [加納 2002a] も参照。また、旧皇室典範の成立過程の経緯に関しては、[早川 1998] を参照。

れる議論と、まったくと言ってよいほど変わるところがない。

なぜ 120 年前とまったく変化のない同じような議論が繰り返されているのかという問いはひとまず置いておき、擁護派の述べる「皇室における男女平等」が果たして継承資格の見直しによって達成されうるものかどうかを査定することにしたい。この「皇室における男女平等」という命題の整合性を確認するには、天皇制における性差別の実態を明らかにするところから始める必要がある。以下の節では近代的な家父長制という観点から、天皇制におけるジェンダーを洗い出すことに務めよう。ここでは、「性に基づいて、権力が男性優位に配分され、かつ役割が固定的に配分されるような関係と規範の総体」([瀬地山 1990:80]）という「家父長制」の定義に基づき、「権力」と「役割」の二点に分けて、それぞれ検討する。

III　家父長制としての天皇制：ジェンダーの所在

1 「権力」の位相において

「民主化された」戦後天皇制において、性差別がもっとも明示的に現れるのは、世襲という継承制度の位相においてである。象徴天皇制における「権力」とは、皇位の「継承権」の所有と等値のものであることに異論はなかろう。

継承制度における「女帝・女系」を排除し、その権利を男子に限定するものとして初めて明確に定められたのが旧皇室典範であったことは、先に触れたところである。男子限定の根拠として用いられたのは、女性は統治者として不向きであるというジェンダー的ロジックであったが、その背景には、国民国家としての近代日本のあり方があった。[加納 2005] によれば、独立した国民国家形成を目論でいた明治政府にとって、国民統合を進めていくには天皇を最高の権威として位置づけることが重要であり、それを有利に運ぶために継承権を嫡出の「男系男子」に限定することが必要であったのである[11]。1985 年の女性差別撤廃条約の批准[12] によって、ほとんどのヨーロッパの王室継承制度は男女平等のものへと変えられたが、この波は日本の皇室制度には及ばなかった。継承権の譲渡が男子に

11　嫡出の「男系・男子」継承をとる明治期以降の家父長制・天皇制の家族像に合わせる形で、庶民レベルの「家」制度すなわち戸籍制度が制定されたことは、[鈴木 2002:36-38] によって指摘されるところである。親子関係を主軸に置き、女性は「動産」として無権利な状態におかれる明治民法は、バックボーンとしての天皇制に支えられるものであったのである。なお、「嫡出」概念は、家制度維持という大儀名目に支えられて、現在もなお婚外子に対する「正当な差別」として残り続けていることを見ても、天皇制がさまざまな差別を孕む制度であることが明らかである。

12　注 17 参照。

のみ限定されているということは、「権利」の条件規定という面からみると、〈法〉の上での男女平等原則を侵犯することに他ならない。したがって、継承権の女子への認定は、〈法〉において性別に関わらない権利を保障するものになることは確かであろう。

しかし、ここで注意したいのは、これが嫡出子に限られているという点である。旧典範は継承権を嫡出男子に限定したが、その規定によって想定される継承資格者数の減少という不備を補完し、その数を確保するための制度として「側室制度（庶子の継承権）」を認めるものであった。それが現皇室典範への移行時に、国の「民主化」に合わせて廃止され、「嫡出男系男子」の規定だけがそのまま残されたのである。現在の皇位継承問題の発端はそもそもこのねじれにあるのであって、一夫一妻制にあって養子も認められないのでは、皇室に嫁いだ女性に出産への脅迫的なプレッシャーが与えられることは当然の帰結である[13]。要するに、旧態依然の世襲制にあっては皇族の女性は「子産み機械」という位置づけに留まるのであり、そこからの逸脱は原則的にありえない。彼女たちには「生まない」という選択肢はなく、「生殖」は何よりも優先されるべき義務だということになる。もちろん、これは皇室の男性にも等しく言えることであり、彼らにもまた「孕ませる」義務があり、「生ませない」選択肢はない。とは言え、出産は女性の身体を通して行われるという点で女性の身体に大きな負担を強いるものであり、そうした生殖における男女の負担の違いは明確に認識されなければなるまい。また、かりにもし、「胎児」の生命と「母」の身体が量りにかけられるような事態が起こった場合、世襲制においては間違いなく前者が優先されるであろうし、そうしたケースを考えただけでも、母体となる可能性をもつ女性の身体が、世襲制という構造的な不公正にあっては、どれだけ大きなリスクにさらされているか分かろうというものである。

このような、女性に〈産む性〉の義務を負わせる世襲制をとる限り、「皇室における男女平等」という命題が、継承権の拡大によっては達成されえないことは明らかであろう。

2 「役割」の位相において

皇室における天皇と皇后のジェンダー・ロールが、近代的な性別分業規範にのっとって私的領域における「夫 / 妻」と公的領域における「父 / 母」という形で配分されていることは、明治期以降の天皇と皇后の表象の変遷に関する諸研究が明らかにするところである。[牟田 2002] によれば、国民国家形成の過程において、明治天皇の表象は大きな様変わり

13 この「お世継ぎ」の問題は、近年では現皇太子妃にフォーカスされて、大衆メディアにおいてセンセーショナルに取り上げられるものだが、もっぱら「家族内」の問題として位置づけられて論じられることが多い。Cf. 橋本治「天皇制ゆっくり考える好機」『朝日新聞』2006 年 9 月 17 日付 , 10 頁.

を見せた。明治維新前の天皇は、中性的な存在であり、「稚児髷で薄化粧を施す」公家の姿であったものが、維新後には、男性的なジェンダーを付与され、軍服姿をまとい口髭と顎鬚をたくわえた「雄々しい」姿へと変貌を遂げるのである。私たちが「明治天皇」と聞いて思い浮かべる「大帝」の肖像画写真は、この維新後の〈男性〉化した姿を写したものなのである。天皇の「男性らしさ」の表象は単独ではなく、皇后の「女性らしさ」とともに演出され、両者は相互に区別されることにより相補的に強調しあうものであった[14]。皇后は、「私的」な領域においては天皇のパートナーとして「夫に仕える妻」の役割を担うものとなり、「公的」領域においては国民の「母」という役割を担うものとして、医療や福祉、教育に従事する姿を強調されるようになっていく（[牟田 2002:236]）。大戦後の皇室は「開かれた皇室、民主化された皇室」というイメージで語られるものとなり、天皇・皇后は「民主的家族」における「対等な夫婦」というモデルへと表面上はシフトされるが、ふたを開けてみれば、天皇と皇后のジェンダーの頑なな非対称性にとりたてて変化はない。現在の皇室表象をジェンダーから読み解く北原の論は、この点を明解にさらしだしてみせる。[北原 2004] によれば、宮内庁ホームページにおける天皇一家のスナップには、皇太子妃が単独で写っている写真は一枚もないという[15]。皇太子妃はつねに、夫の皇太子とともに「妻」として、あるいは娘の内親王とともに「母」として登場することから、彼女の役割が「妻」と「母」に限定されていることが暗示されている。またその一方で、皇太子の場合は、非公式なメディアにはたびたび登場するところの自らの娘を抱いた姿が、この「公式」ホームページには一切現れない。これらのことは、皇室におけるジェンダー・ロールとして、育児を担うのは「女性」であるとする役割規範があることを示している（[北原 2005:233-234]）。

天皇一家が非対称なジェンダー役割規範を固有化している家族モデルであることが明らかになったところで、この位相における「男女平等」について確認しよう。以上みてきたように、皇室における両性のジェンダー・ロールは二元論的に相補しあうものとして機能しており、その役割は非対称かつ交換不可能なものとして配分される。ここでの問題は、その配分の基準が性差という要因にのみ置かれているという恣意性と、配分されたものが「男 / 女」の間の枠を越えて交換されることがないという点にある。したがって、この事態を不平等という次元で語ろうとするならば、配分される役割（家事や育児など）に対するある種の価値判断が混入してくることは避けられないであろう。つまりジェンダー・ロー

14 皇后の表象研究を通して、近代の皇后像の構築を考察した研究としては、[若桑みどり 2001] 『皇后の肖像』筑摩書房.

15 ただし筆者が参照したところ、以下のページにおいて、皇太子妃単独の写真が掲載されていることが確認できた。http://www.kunaicho.go.jp/03/d03-03ph-08.html, 参照 2006 年 12 月 1 日 .

ルは、両性の間の平等原理に対してというより、両性の間の自由原則に抵触するものなのである[16]。

Ⅳ 「継承権」における「平等」

これまでの考察により、皇室に内在するジェンダーの問題と「皇室における男女平等」という命題の間のすれ違いが確認された。本節では、継承権において考えられる「平等」概念が、そもそも性差別を問う際に用いる概念として妥当なものなのかという問いを検討する。女性天皇容認に賛成する論者たちの論拠は、継承・相続における「権利」の平等化という点に置かれるが、家父長制としての天皇制において相続されるものが、「家督」という地位であることに注意されたい。この「家督」の地位へのアプローチを持つことが、平等の達成になるという考えは、日本の女性解放運動としてのフェミニズムが「平等」を原理的に定義したやり方のなかに見出すことができる。

日本の女性労働運動は、差別の与件を「財の希少性一般に基づく不平等分配」に見定め、平等達成の条件を「雇用の場への『完全参加・完全平等』」([金井 1992])に置いてきた。つまり「平等」は、均等に機会（地位）をもつ権利として捉えられていたのであり[17]、リベラリズム的な「事物に対する / おける権利」という概念をもとにして考えられたものとみてよいだろう。このような「近代男性中心のパラダイムに対する参加要求」という形をとるフェミニズムは、クリステヴァによるフェミニズムの思想史的区分で言うところの「第一世代」[18] のフェミニズムに該当するものであり、近代的人権の獲得を自由と等値し、「働

16 両性の間の自由という面では、セクシュアリティの問題にも言及しておかなければならない。「『国民の父母』としての天皇・皇后という一対の男女カップル像」は、「ヘテロセクシュアリティに基づく社会秩序としてのジェンダー秩序を浸透させるものとして機能した」([牟田 2002:230])わけだが、これが問題なのは、異性愛を「正しいセクシュアリティ」の規範として提示するという点である。ここでは、「もし、皇位継承者がホモセクシュアティの性向を持ち主であったら」という問い自体が、あらかじめ排除されているのである。

17 国際平等基準のメルクマールとしては、1981 年発効 85 年批准の「女性差別撤廃条約」および 1981 年採択の「ILO156 号条約および 165 号勧告」（家庭責任を持つ男女労働者の機会均等および平等待遇）の国際条約にて示されたのが、従来の「機会の平等」ではなく「結果の平等」、そして「性別役割分業解体」の二つである。しかし、これを受けて日本で 85 年に制定された「雇用機会均等法」において示された内容は、機会の平等以外のなにものでもなく、日本の女性労働運動側が持っていた平等観の限界をあらわにするものとなった（[金井 1992])。

18 第一世代のフェミニズムは「父の娘」のフェミニズムとも呼称され、「女性であること」に基づいて戦略的本質主義の立場にたつ第二世代の「母の娘」のフェミニズムと対置される。

く者」としての平等化を推進するものであった。日本においては、このフェミニズムが女性の労働条件に関する法的な整備を強力に推し進め、その成果は「男女共同参画社会基本法」[19] として結実されるに至っている。しかしそうした成果があった一方で、「権利の獲得」を目的とする「平等原理」には、次のような限界があった。すなわち、「男並み化」という平等のあり方は、あらゆる女が持つ条件の相違を含み入れることが不可能である以上、結果の平等の条件としては不十分と言わざるをえないという限界である。つまり、この「権利」を獲得する機会は出産や育児などの女性の与件をさまざまな方途で切り捨てることと引き換えに得られるものなのであって、そうした方途を持たない女性にとっての「機会」の平等はけっして「自由」な選択を意味しはしない（金井 [1992:219]）。

したがって、継承権における男女平等が帰結するところは、男女の私的レベルでの闘争以上のなにものでもないと結論づけられよう。この継承における「権利」が拒否権と抱き合わせになっていない（つまり選択の余地のない「義務」である）という点は、「皇室における男女平等」が名目的なスローガンにしかすぎないことを露呈するものとなっている。これが、皇位継承の権利として考えられている「法＝家父長制下での平等」の内実なのである。

さらにこのケースで考慮しなくてはならないのは、継承権を付与される者が、「権利主体」として「自立」していると認められる成人とは必ずしも限られないという点である。そもそも家族という私的領域は、「自立や平等とは相容れない原理」や「力関係の絶対的な強弱関係」（[三井（金井）1998:81]）などの要素を含むものである。子どもに対するそうした非対称な関係へ、本来は価値中立的な概念であるジェンダーを適用することは、ある種のカテゴリー・ミステイクを犯しかねないものと指摘できよう[20]。

注３で言及した「母性主義的フェミニズム」は、後者に含まれる。([クリステヴァ =1991])

19 ただし、この法がもつ問題は、制定後もさまざまな点で指摘されるところである。牟田によれば、「男女共同参画」という言葉が暗に提示するのは、男女の「夫婦」というペアとその子どもからなる家族をユニットとする国家観であり、それが男女の間に「パートナーシップ」というものを想定させる点で大きな問題を持つという。つまり「男女のパートナーシップ」の強調は、「ヘテロセクシュアル」を前提にしている点で、性的マイノリティへの抑圧になりかねないということである。([牟田 2003])

20 ただし、この「カテゴリー・ミステイク」については、天皇家を、任意の一「家族」として扱うものではない。これについては、私的領域と公的領域の重なりのなかに置かれる「皇室」の特異性とともに考えられる必要がある。

V　フェミニズムの負の遺産

以上、「皇室における男女平等」という命題の査定により、その内部矛盾と問題点が明らかにされた。その上で、ここでは「天皇制における男女平等」というスローガンが〈ジェンダー〉に特化して語られることで覆い隠してしまう問題と、その背景としての日本のフェミニズムの問題について触れておこう。

国家主権を失った戦後の象徴天皇制が「民主化された皇室」へとその表象の転換をはかりつつも、実際は典型的な家父長制として、構造的な性的差別を抱え込む制度であり続けていることは、ここまでの考察で見てきたところである。しかし天皇制に含まれる差別は、ジェンダーによる分析では回収しきれない別の次元の差別、すなわち階級差別と民族差別をも包含するものである。ジェンダーの地平に収斂させて皇位継承を論じてしまうと、かつての天皇制が「国体」思想のイデオロギーとして作用したことと、世襲制における〈血の継承〉という観念が、相互に関連しあうものであることが看過されてしまいかねない。つまり、「日本国民の統合」を象徴する天皇が〈血統〉によって権威付けられるということは、翻ってみれば、それが「日本国民」としての〈日本民族〉の再統合の根拠として用いられ、民族的 / 人種的ナショナリズム体制への扇動に利用されかねないということでもある。すなわち、天皇制とは、その〈血統〉以外の存在を排する論理規制として作用しうる危険を持った制度であり[21]、女性天皇の容認は、そうした意味では〈血の継承〉を証明するものとして、天皇制のもつ「排外論理」を強めこそすれ、弱めるものではないのである。

旧典範の制定時と同じ議論が繰り返される背景には、こうした排外論理をもつ天皇制に内在する差別の重層構造に対して、本来は批判的な接近を試みるものであるはずのフェミニズムがこれまで有効な戦略を提起しえなかったということがあるだろう。これには、日本のフェミニズムにおける〈戦前〉/〈戦後〉の通史的な断絶が関連する。近代日本の家族国家観を下支えするものとして、天皇制と、天皇に殉ずる「人的資源」を育成する役目をおった〈母〉たちが、〈母性主義国家〉という幻想をつむぐ「共犯関係」にあったことは、加納の一連の「銃後史」研究が明らかにするところである。加納によれば、この共犯関係が戦後の天皇観に影響し、「天皇と国民は戦争責任を軍部と一部官僚に預け、ともに被害者として手を取り」([加納 2002b:304]) あうものとさせたのである。そして戦後のフェミニズムの主流は、この天皇制と戦中の女性運動の関わりに蓋をして、新しい民主主義のもとでの展開へと身を転じたのであった。その後、〈戦後〉フェミニズムは、「問題を個別

21　実際、帰化・入国に関する法律では、「〈血統〉に属する」日系人に対してのみ、配慮が払われ特権的な扱いがなされていることが指摘されている ([北原 2004:236])。

的に行うことに自己限定し続けている」([江原 1990:22]) と評されるように、その主たる担い手を多層的にめまぐるしく交代させながら展開していく。それら運動主体間の分断傾向は顕著なものであったが[22]、ひとつ共通点が挙げられるとすれば、フェミニズムの戦争責任の問題を、意図的にであれ無意識にであれ、回避し続けたことであろう。1991 年に「従軍慰安婦」の問題がつきつけられることにより、日本のフェミニズムはこの問題に直面し、自らのあり方の再構築という課題に向き合うことになった。しかし、それから 15 年を経た今もなお、この取り組みへの認識が一般社会には浸透していない現状があり、今回の継承問題をめぐる言説は、この「ズレ」を計らずも明るみに出したものと捉えられよう。

むすびにかえて

「男女平等」の理念は、戦後 60 年の歩みのなかで、若い世代の人々のジェンダーに確実な変化を及ぼすものとなっている。女性天皇を問うアンケート[23] において、女帝容認に賛同する人々の割合が 1975 年の 31.9 パーセントから、2005 年の 85.3 パーセントまでに増えたことは、人々のジェンダーに対する意識の変化を如実に表すものと見てよいだろう。とは言え、それは必ずしもジェンダー規範が弱まったことを意味するものではない。江原は、若い世代の女性たちに見られる「フェミニズム離れ」「フェミニズム嫌い」に言及するなかで、以前のジェンダー規範には見られなかった「自立する女性」像が入り込んできていることと、それが従来の「女性は感情的」というジェンダーと相まって女性たちをダブル・バインド状態へ追いつめるものとなっていることを指摘しつつ、「ジェンダーの再生産」という事態を分析している（[江原 2001:415-416])。

ここで注目したいのは、このジェンダーの変容には、かつてのフェミニズムが関与しているという指摘である[24]。この指摘に沿って考えるならば、継承権の平等化によって皇室

22 この分断傾向は、Ⅰ章の最後で言及した二人のフェミニストの意見の違いによく現れているものである。

23 「皇室典範に関する有識者会議報告書」参考資料より、平成１７年３月の日本世論調査会によるアンケート結果。

24 「…(1)『家事をする女性』を『つまらない女性』として見てしまう感覚、(2) 自分の行動に『女性だから』という理由を見出すことに対する嫌悪感…（この）二つの感覚は、いずれも、フェミニズム言説と関連性があることは自明だろう。フェミニズムは、女性の経済的自立、精神的自立の必要性を主張し、そうした自立をなしとげた女性たちを、『あるべき姿』として描いてきた。(…) 若い女性たちにこれらの間隔が強くなっているならば、当然そこには、流通したフェミニズム言説の影響をみることができる。」[江原 2001:411-413]

にも男女平等が実現すると考える一般の人々の認識を基礎付けているのは、先に示した、働く権利に「平等」を求めた第一世代のフェミニズムによってもたらされた〈ジェンダー〉である、ということは十分に考えられる。現在、一般的に浸透しているジェンダーがこの第一世代の「落し子」だとすると、フェミニズムの最先端で行われている言説実践との間に時間的なズレを有することは当然であろう。そう考えるならば、これからのフェミニズムの実践において求められる姿勢とは、自らの言説実践がジェンダーの再生産へと関与していくことに対し、注意深く自覚することとなる。すなわち、現在の私たちの歩みによって、数十年後の〈ジェンダー〉のあり方が変化していくという認識を持つということである。

天皇制をジェンダーから語ることの危険性は、それがさまざまな差別を重層的に張り巡らした制度であるがために、うかつに近寄るとその網の目に絡み取られてしまうということにある。しかしそれでも、私たちが通るべき道はそこにしかない。筆者は、戦後体制において生まれ、保守的な地域に育った「日本人」の「女性」として、自らの皇室に向ける眼差しが批判的なものと言うには程遠いことを自認している。そしてまた、「天皇制」をごく「自然な」制度として受け入れたところに自らの「日本人」としてのアイデンティティを形成していることにも、ややもすると無自覚になる。しかし、だからこそ思うことは、そのような皇室に対する違和を感じづらく、皇室の女性たちにシンパシーを感じてしまうという自らのありようを、逆に利用することはできないかということである。私たちの認識は、身近に感じられる事柄、あるいは想像力が及ぶ領域にあるものなら、その射程に捉えることができる。それならば、想像力によって皇室制度のなかにいる人々の苦しみや痛みに接近しつつ、同時に、「個人的なことは政治的である」という第二期フェミニズムのスローガンを意図的に登用する、そうした方法によって、天皇制における差別の網の目が張り巡らされた隘路をくぐり、そこに内在する問題を可視化していくことができるのではないだろうか。

いずれにせよ、私たちはすでにこのねじれた構造の中に身を置いているのであり、確実に手に届くものから始めなければならない。

> 「人間存在が性差、階級、民族 / 人種といった諸要素によって過剰決定されているのと同じように、人が被る抑圧もまた過剰決定されている。…民族差別のなかに性差別や階級性の問題が書き込まれているのと同じように、性差別それ自体のなかにすでに、階級性や民族差別が書き込まれているのだ。だとすれば、性差別の問題を考えるなら必然的に、民族差別や人種差別、そして階級性の問題を考えざるをえないことになる。」
> [岡真理 1998:210]

その際に私たちが取るべき方途は、〈ジェンダー〉に即しつつも、〈ジェンダー〉に抗するものとなるであろう。

参考文献

江原 由美子 [1990]「フェミニズムの 70 年代と 80 年代」江原由美子編『フェミニズム論争』勁草書房，2-46.

江原 由美子 [2001a]『ジェンダー秩序』勁草書房.

江原 由美子 [2001b]「価値中立性と暗黙の価値前提をめぐる闘争 ―フェミニズムとリベラリズムのパラドキシカルな関係―」『フェミニズムとリベラリズム（フェミニズムの主張⑤)』江原由美子編，勁草書房，179-255.

大越 愛子 [2001]「フェミニズム的転回のとき」『フェミニズム的転回－ジェンダー・クリティークの可能性－」白澤社 .

岡 真理 [1998]、「『同じ女』であるとは何を意味するのか―フェミニズムの脱構築に向けて―」江原 由美子編『性・暴力・ネーション（フェミニズムの主張④)』，勁草書房，207-256.

金井 淑子 [1992]『フェミニズム問題の転換』勁草書房 .

三井 (金井）淑子 [1998]「新たな親密圏と女性の身体の居場所」『岩波新・哲学講義 6 共に生きる』（川本隆編著）岩波書店，69-103.

加納 実紀代 [1979]「“ 大御心 ” と “ 母心 ”―“ 靖国の母 ” を生み出したもの」加納実紀代編『女性と天皇制』，思想の科学社.

加納 実紀代 [2002a]「女天皇、是か非か－ 100 年前の女帝論争」『天皇制とジェンダー』インパクト出版会.

加納 実紀代 [2002b]「母性天皇制とファシズム」『ジェンダーと差別（岩波講座・天皇と王権を考える　7 巻』岩波書店，282-307.

加納 実紀代 [2005.10]「女性天皇論へのスタンス (特集 性・エロス・家族の行方) 」『現代の理論』，（言論 NPO・現代の理論）明石書店，vol.5, 146-154.

北原 恵 [2004]「『皇室改革』という言説 ―宮内庁ホームページに見る皇室表象―」『現代思想』，32(7), 青土社，228-237.

クリステヴァ，Ｊ．[=1991]『女の時間』棚沢直子・天野千穂子編訳、勁草書房 .

小石 房子 [2006]「女性･女系天皇は時代の要求 (特集 21 世紀の皇室像を求めて) 」『諸君』. 38(10)，2006 年 10 月号 , 文藝春秋社 , 83-85.

小林 裕一郎 [2005]「女性天皇と皇室典範改正論争のゆくえ」『社会科学論集 . (42・43) 愛知教育大学 , 133-182.

桜井 大子 [2004.2] 「家族」的共同体という天皇制からの脱出を！(特集 家族が変わるのは、コワイですか？ ―ゆらぐ家族像―)」『女たちの 21 世紀』編集委員会 編『 女たちの 21 世紀 Women's Asia 21』(37) , アジア女性資料センター , 13-15.

スコット, ジョーン・W [=1992]『ジェンダーと歴史学』荻野美穂訳, 平凡社.

鈴木 裕子 [1996]「戦後天皇制度と女性」『「慰安婦」問題と戦後責任』未来社.

鈴木 裕子 [2002]「女帝論の登場とフェミニズム」『天皇制・「慰安婦」・フェミニズム』インパクト出版会 , 6-51.

首藤 久美子 [2005]「『皇室典範に関する有識者会議』はどう機能したか」『インパクション』149 ,1-4.

瀬地山 角 [1990]「家父長制をめぐって」『フェミニズムとリベラリズム（フェミニズムの主張⑤)』江原由美子編, 勁草書房, 179-255.

早川 紀代 [1998]「皇室典範作成過程における皇位継承の問題 ―女系･女帝に関して―」『近代天皇制国家とジェンダー ―成立期のひとつのロジック』青木書店.

牟田 和恵 [2002]「家族国家観とジェンダー秩序」『ジェンダーと差別（岩波講座・天皇と王権を考える 7 巻』岩波書店 , 227-254.

牟田 和恵 [2003]「男女共同参画時代の〈女帝〉論とフェミニズム」『現代思想』31(1), 青土社 , 115-129

山下 悦子 [2006-10]「『第一子優先』より『男子優先』に」『諸君』38(10) 文藝春秋社 ,81-83.

「特集：平成皇室の危機は去ったのか」[2006-10]『文藝春秋』文藝春秋社.

「特集・皇統を守る、日本を守る」[2006-4]『正論』409, 産経新聞社 .

「特集 21 世紀の皇室像を求めて－ 改正すべきは 1 条 (男系絶対) か 9 条 (養子禁止) か、それとも…… 私の「皇室典範」正試案)」[2006-10]『諸君』38(10) 文藝春秋社.

「皇室典範に関する有識者会議報告書」
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kousitu/houkoku/houkoku.html, 首相官邸 , 参照 2006 年 12 月 1 日.

（神戸大学大学院文化学研究科　哲学専攻）

【資料①】

皇室典範

（昭二二・一・一六　法律三号）

改正　昭二四―法一三四

第一章　皇位継承

〔皇位継承の資格〕

第一条　皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する。

〔皇位継承の順序〕

第二条　①　皇位は、左の順序により、皇族に、これを伝える。

一　皇長子
二　皇長孫
三　その他の皇長子の子孫
四　皇次子及びその子孫
五　その他の皇子孫
六　皇兄弟及びその子孫
七　皇伯叔父及びその子孫

②　前項各号の皇族がないときは、皇位は、それ以上で、最近親の系統の皇族に、これを伝える。

③　前二項の場合においては、長系を先にし、同等内では、長を先にする。

〔順序の変更〕

第三条　皇嗣に、精神若しくは身体の不治の重患があり、又は重大な事故があるときは、皇室会議の議により、前条に定める順序に従つて、皇位継承の順序を変えることができる。

〔即位〕

第四条　天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する。

第二章　皇族

〔皇族の範囲〕

第五条　皇后、大皇太后、皇太后、親王、親王妃、内親王、王、王妃及び女王を皇族とする。

〔親王・内親王・王・女王〕

第六条　嫡出の皇子及び嫡男系嫡出の皇孫は、男を親王、女を内親王とし、三世以下の嫡男系嫡出の子孫は、男を王、女を女王とする。

〔天皇の兄弟姉妹たる親王・内親王〕

第七条　王が皇位を継承したときはその兄弟姉妹たる王及び女王は、特に、これを親王及び内親王とする。

〔皇太子・皇太孫〕

第八条　皇嗣たる皇子を皇太子という。皇太子のないときは、皇嗣たる皇孫を皇太孫という。

〔養子の禁止〕

第九条　天皇及び皇族は、養子をすることができない。

〔立后及び皇族男子の婚姻〕

第一〇条　立后及び皇族男子の婚姻は、皇室会議の議を経ることを要する。

〔皇族の身分を離脱〕

第一一条　①　年齢一五年以上の内親王、王及び女王は、その意思に基き、皇室会議の議により、皇族の身分を離れる。

②　親王（皇太子及び皇太孫を除く。）、内親王、王及び女王は、前項の場合の外、やむを得ない特別の事由があるときは、皇室会議の議により、皇族の身分を離れる。

〔皇族の女子の婚姻による離脱〕

第一二条　皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れる。

〔随伴による離脱〕

第一三条　皇族の身分を離れる親王又は王の妃並びに直系卑属及びその妃は、他の皇族と婚姻した女子及びその直系卑属を除き、同時に皇族の身分を離れる。但し、直系卑属及びその妃については、皇室会議の議により、皇族の身分を離れないものとすることができる。

〔婚姻解消による離脱〕

第一四条　①　皇族以外の女子で親王妃又は王妃となつた者が、その夫を失つたときは、その意思により、皇族の身分を離れることができる。

②　前項の者が、その夫を失つたときは、同項による場合の外、やむを得ない特別の事由があるときは、皇室会議の議により、皇族の身分を離れる。

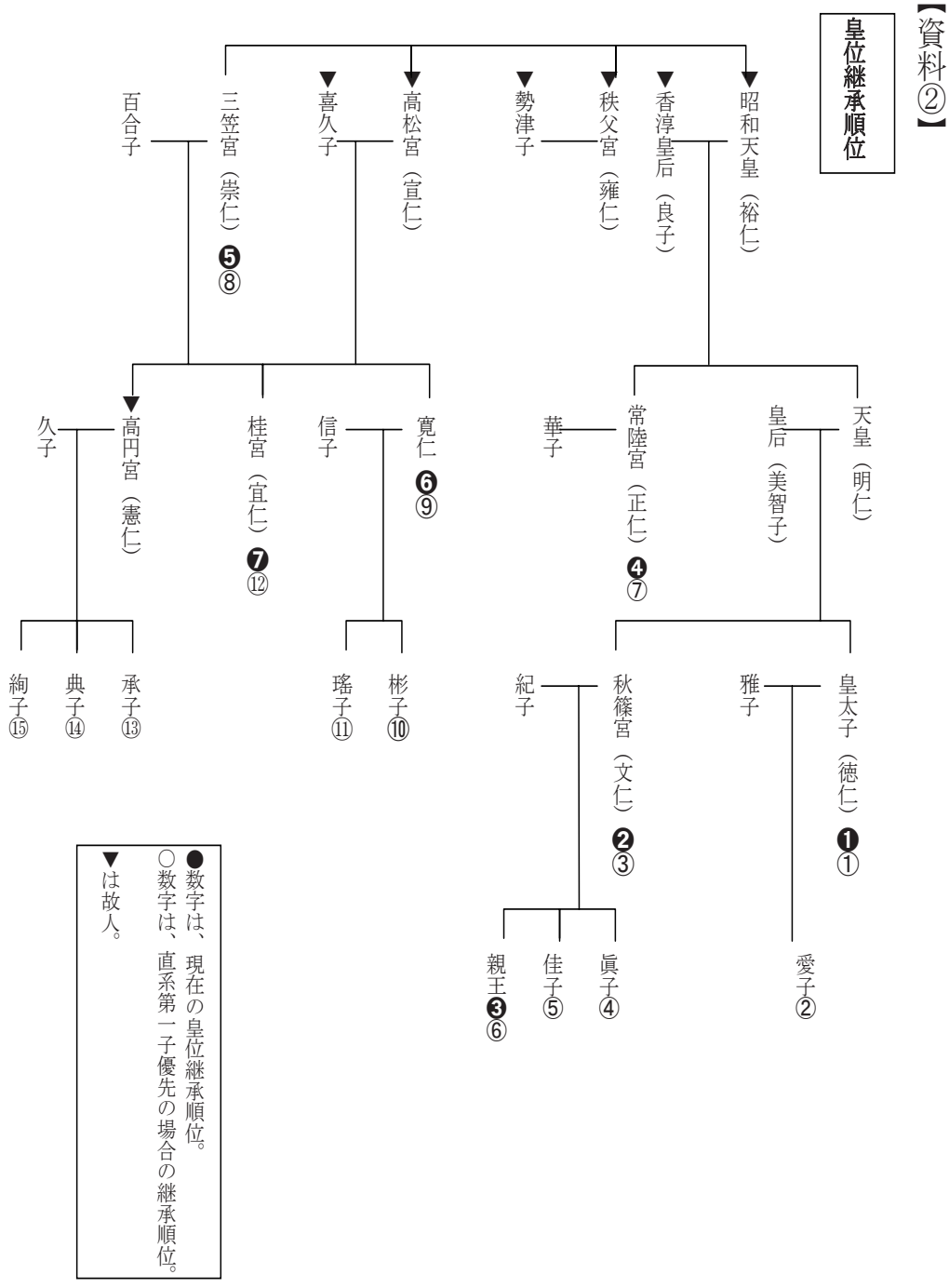
③　第1項の者は、離婚したときは、皇族の身分を離れる。

④　第1項及び前項の規定は、前条の他の皇族と婚姻した女子に、これを準用する。

〔皇族の身分を取得〕

第一五条　皇族以外の者及びその子孫は、女子が皇后となる場合及び皇族男子と婚姻する場合を除いては、皇族となることがない。

【資料②】


皇位継承順位
昭和天皇（裕仁）
香淳皇后（良子）
秩父宮（雍仁）
勢津子
高松宮（宣仁）
喜久子
三笠宮（崇仁）❺⑧
百合子
天皇（明仁）
皇后（美智子）
常陸宮（正仁）❹⑦
華子
寛仁❻⑨
信子
桂宮（宜仁）❼⑫
高円宮（憲仁）
久子
皇太子（徳仁）❶①
雅子
愛子②
秋篠宮（文仁）❷③
紀子
眞子④
佳子⑤
親王❸⑥
承子⑬
典子⑭
絢子⑮
彬子⑩
瑤子⑪
●数字は、現在の皇位継承順位。
○数字は、直系第一子優先の場合の継承順位。
▼は故人。